

農村計画学 練習問題 (字が小さくてすみません.. 2012 年の過去問の傾向に大体準じてます. 出そうなところは網羅したつもりですが, 念のため各自スライドを軽く見とくといいかも. では, 頑張って詰め込みましょう・・・)

1. 行政計画における法制度の役割と構成

- 行政計画と法制度
 - 行政が計画を推進するためには, 計画を規定する法制度が必要
 - 都市計画法はあるが, 農村計画法はない. ただし, 農村地域に関する計画を規定する法律はある
 - 例: ①[] (農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画)
 - ②[] (全体を作り直すための計画) と③[] (特定事業部門の計画, プロジェクト計画) がある.
- 計画法の構成
 - 計画目標の規定, 計画手段に関する規定, 計画手続きの規定
- 計画主体が満たすべき一般的な条件
 - ①計画主体が計画内容のある範囲内で自由に決めることができる (④[] の権限を有すること
 - (④[] の原則: 権利)
 - ②計画主体が計画の実施によって生じる利害 (公益, 私益) を正しく把握 (比較衡量) し, 優先或いは後退すべき利害を適切に判断し, 区分なければならぬ (⑤[] の原則: 義務)
- 計画相互の関係
 - 国-広域圏-都道府県-市町村といったように計画には階層性がある.
 - これらは同一空間上に重複して展開される計画であるが, 計画の対象地域の範囲, 計画内容 (項目), 目標年次には差がある.
 - 上位計画と下位計画の内容を相互に整合させるため, ⑥[] と⑦[] がある.
 - ⑥[] とは・・・計画策定時のみならず, 事後変更に当たっても既存の計画に整合すること
 - ⑦[] とは・・・個別地域の計画が全体の秩序を乱さないと同時に, 全体の計画が個別地域の条件・要求に配慮すべきこと

2. 農村における総合計画

以下の4つの計画が (準) 制度的な農村計画である.

計画の名称	根拠法	所管省庁	対象地域	計画内容
①[]	地方自治法	自治省	市町村全体	市町村行政の全分野を対象とした総合計画
②[]	農振法	農林水産省	農業振興地域	農業振興のための基本計画
③[]	なし	旧国土庁	農業振興地域	農村整備のための基本計画
④[]	なし	農林水産省	農業振興地域	農村振興のための基本計画

3. 農村の範囲

- 農村: 人の住んでいるところ (集落) と周辺農地, 山林をあわせてイメージされる.
- 都市と農村: 両者を明確に区分することは出来ない.
- 人口集中地区 (Densely Inhabited District) を都市, 非DIDを農村とすることがある.
- DID: 人口密度が①[] 人/km²以上のセンサス調査区が連担し, その合計人口が②[] 人以上となる範囲.
- 農村は国土の③[] %, 総人口の④[] % を占める.

4. 同族型と講組型

- 村落社会を構成している家の結合の様態に基づいて形成される日本の村落の2つの類型. ①[] によって提示された.
 - ②[] 村落・・・ほぼ同等の家によって構成される横の結合であって, 同族結合の欠如ないし衰退した場合に生ずる. 西南型農村
 - ③[] 村落・・・地主である本家とそれに従属する小作階層の分家によって構成されるもので, 主従的な縦の結合を形成する. 東北型農村
- 前者から後者を経て民主的農村社会が展開するという理論図式が大きな影響力をもっている.